

● 規程改正の概要

要 旨	効率的・効果的な病院運営のため、「地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程」の一部改正を行う。
内 容	1 改正する規程 地方独立行政法人山梨県立病院機構組織規程 2 主な改正の内容 (1) 「統括部長等」の職に、「リハビリテーション統括部長」を追加する。 (第17条関係) (2) 「センター長等」の職に、「産科手術診療統括副部長」及び「外来手術診療統括副部長」を追加する。 また、効率的・効果的な病院運営のため、組織の統廃合等を行う。 (第18条関係) (3) 中央病院に置く部局等及び診療科等に、「リハビリテーション統括部」を追加する。 (別表 第12条関係)
施行期日	令和7年4月1日から施行する。

組織規程 新旧対照表（令和7年4月1日施行）

新	旧
(統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、<u>リハビリテーション統括部長</u>、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター局にゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援	(統括部長等) 第17条 中央病院の事務局に事務局次長を、医療安全・感染対策局に医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長及び感染対策室統括部長を、労働安全対策局に労働安全対策局統括部長を、医療局に教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長 <u>一</u>、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長及び臨床試験管理センター統括部長を、救急医療局に救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長及び地域救急・災害対策センター統括部長を、がんセンター局にゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長及び緩和ケアセンター統括部長を、薬剤部に薬剤部長を、看護局に看護部長を、北病院の医療安全管理室に医療安全管理室長を、社会生活支援部に社会生活支援

新	旧
部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。 2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、<u>リハビリテーション統括部長</u>、手術診療統括部長、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。	部長を、医療部に医療部長を、看護部に看護部長を置く。 2 事務局次長、医療安全管理室統括部長、検査情報適正利用推進統括部長、感染対策室統括部長、労働安全対策局統括部長、教育研修センター統括部長、肺がん・呼吸器病センター統括部長、循環器病センター統括部長、肝胆膵・消化器病センター統括部長、総合診療（感染症・腫瘍）統括部長、炎症性腸疾患センター統括部長、内科系第一診療統括部長、内科系第二診療統括部長、内科系第三診療統括部長、外科系第一診療統括部長、外科系第二診療統括部長、外科系第三診療統括部長、中央診療統括部長、<u>手術診療統括部長</u>、放射線診断統括部長、放射線治療統括部長、検査部統括部長、周産期センター統括部長、患者支援センター統括部長、臨床試験管理センター統括部長、救急業務統括部長、高度救命救急センター統括部長、地域救急・災害対策センター統括部長、ゲノム解析センター統括部長、ゲノム診療センター統括部長、通院型がんセンター統括部長、緩和ケアセンター統括部長、薬剤部長、看護部長、医療安全管理室長、社会生活支援部長及び医療部長は、上司の命を受け、その所管事務を掌握し、所属職員を指揮監督する。

新	旧
(センター長等) 第18条 中央病院の事務局に医事部長を、医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、<u>リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、産科手術診療統括副部長、外来手術診療統括副部長</u>、臨床工学センター長 <u>治療統括副部長</u>、<u>周産期センター長、放射線診断統括副部長、放射線治療統括副部長</u>、<u>検査部統括副部長</u>、<u>総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長及び患者支援センター長を、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター局に通院型がんセンター長及び緩和ケアセンター統括副部長を、医療安全・感染対策局に感染対策室統括副部長を、看護局に副看護部長を、北病院の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。</u>	(センター長等) 第18条 中央病院の事務局に医事部長を、医療局に臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、<u>総臨床工学校士長</u>、<u>リハビリセンター長、手術診療統括部副部長</u> <u>、臨床工学センター長、周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部（診断）統括副部長、放射線部（治療）統括副部長</u>、<u>検査部統括副部長</u>、<u>総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長及び患者支援センター長を、救急医療局に高度救命救急センター長及び地域救命救急センター長を、がんセンター局に通院型がんセンター長及び緩和ケアセンター統括副部長を、医療安全・感染対策局に感染対策室統括副部長を、看護局に副看護部長を、北病院の薬剤科に薬局長を、看護部に副看護部長を置く。</u>

新	旧
2 医事部長、臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、<u>産科手術診療統括部副部長、外来手術診療統括部副部長、臨床工学センター長、</u><u>周産期センター長、放射線診断統括部副部長、放射線治療統括部副部長</u>、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、通院型がんセンター長、緩和ケアセンター統括副部長、感染対策室統括副部長、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。	2 医事部長、臨床研修センター長、医療教育シミュレーションセンター長、肺がん・呼吸器病センター長、循環器病センター長、インターベンションセンター長、肝胆膵疾患センター長、消化器病センター長、内科系第一診療統括部副部長、内科系第二診療統括部副部長、内科系第三診療統括部副部長、外科系第一診療統括部副部長、外科系第二診療統括部副部長、外科系第三診療統括部副部長、中央診療統括部副部長、<u>総臨床工学技士長、リハビリセンター長、手術診療統括部副部長、</u><u>周産期遺伝子診療センター長、周産期センター長、放射線部（診断）統括部副部長、放射線部（治療）統括部副部長</u>、検査部統括副部長、総検査技師長、臨床検査管理幹、臨床試験管理センター統括副部長、患者支援センター統括副部長、患者支援センター長、高度救命救急センター長、地域救命救急センター長、通院型がんセンター長、緩和ケアセンター統括副部長、感染対策室統括副部長、副看護部長及び薬局長は、上司の命を受け、その所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

[illegible]